

事務連絡  
令和5年2月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人の  
附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の  
学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付

### 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの改訂等について

高等学校通信教育規程の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第40号）の概要及び留意すべき事項について、令和5年2月1日付4文科初第2033号にて通知したところですが、本省令、令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）、所轄庁と文部科学省において実施した広域通信制高等学校に対する点検調査で明らかとなった課題等を踏まえ、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）について、所要の改訂を行いました。

各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては所管の通信制課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び通信制課程を置く高等学校を設置する域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては所管の通信制課程を置く高等学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の通信制課程を置く高等学校及び学校法人に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の附属学校事務担当課におかれては附属の通信制課程を置く高等学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課におかれては所轄の通信制課程を置く高等学校及び学校設置会社に対して、それぞれ御周知いただくようお願いします。

また、令和5年2月1日付4文科初第2033号による通知及びガイドラインの改訂に係る説明会について、下記のとおり実施しますので、積極的な御参加をお願いします。本説明会には、高等学校を設置する市区町村教育委員会の参加も可としていますので、各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、高等学校を設置する域内の市区町村教育委員会に対して周知されるようお願いします。

### 記

- 1 日時  
令和5年3月22日（水）14時00分から15時30分まで
- 2 開催形式  
ZOOMによるオンライン開催  
※URLについては、後日御連絡します。
- 3 参加登録方法

下記「参加登録・質問フォーム」に必要事項を記入し、令和5年3月13(月)18時00分までに登録をお願いします。(※締切厳守)

<https://forms.office.com/r/HNq5Yw6XCW>

#### 4 その他

通知及びガイドラインの改訂内容に係る御質問は、令和5年3月13(月)18時00分までに「参加登録・質問フォーム」に記入してください。(※締切厳守)

#### 【別添資料】

- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（令和5年2月一部改訂）
- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの一部改訂（新旧対照表）
- ・（参考）高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の公布について（通知）

#### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付振興係

電話：03-6734-4111（内線 3563, 4679）

メール：koukou@mext.go.jp